

平成29年第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年10月11日(水)午後1:30~1:50

2. 場所 : 役場2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村久人
〃	3	佐藤 久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第19号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 29 年第 10 回 10 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、8 番 小澤 守昭 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 10 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 3 番 佐藤 久美子君並びに 7 番、長根 孝衛君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3 議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>議案第 19 号については、6 番、長井委員が利害関係人となっている事案がありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで長井委員は退室してください。</p>
	長井委員退室
議長	<p>受付番号第 34 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件、使用貸借が 1 件、併せて 2 件の申請であります。</p>

	<p>4 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第 34 号について説明いたします。</p> <p>受付番号第 34 号は、過去に譲渡人から譲り受けた土地を贈与として所有権移転申請とするものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>4 ページに議案書の写し、5 ページ農地法 3 条 1 項の調査書、6 ページに許可申請書の写し、7 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また 5 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、受付番号第 34 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 1 番、田守委員から報告を求めます。</p>
田守委員	<p>議案第 19 号 受付番号第 34 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は畑であり、贈与後も畑としてとして利用するということでありませす。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第 3 議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第 35 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第 35 号について説明いたします</p> <p>議案第 19 号、受付番号第 35 号の申請は譲渡人が、農業者年金を引き続き受給するため、譲渡人が新たに取得した土地と依然から親子間の使用貸借契約した土地の再設定であり、設定期間は 10 年間です。</p> <p>受付番号第 35 号の申請は、8 ページに議案書の写し、9 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、10 ページに許可申請書の写し、11 ページに使用貸借契約書の写し、12 ページ</p>

	<p>ジに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また9ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況調査については省略いたしました。</p> <p>以上で、受付番号第35号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第19号 受付番号第34号から第35号まで、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第19号は原案のとおり決定しました。</p> <p>議案第19号の審議はすべて終了しました。</p> <p>長井委員を入室させてください。</p>
	長井委員入室
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成29年 第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議長

署名者

署名者